

1854年 日米和親条約

下田（静岡県） 函館（北海道）の開港→鎖国の終わり

1858年 日米修好通商条約 不平等条約

いやこわ いのはこっちの条約

下田、函館→

函館、神奈川（横浜）、新潟、兵庫（神戸）、長崎を開港

領事裁判権を認める 外国人が日本で罪をおかしても、
日本の裁判にかけることができないこと

関税自主権がない 日本は外国との輸出入の際、税率が決められないこと
これにより外国の安い商品は売れ自国の商品は売れにくくなる

日米和親条約と日米修好通商条約

